

【資料2】

仙台市安全安心街づくり基本計画（中間案） に関する意見の内容及び意見に対する本市の考え方

No.	掲載 ページ	意見（要旨）	本市の考え方
第2章 本市における安全安心の現状と課題に関する意見（6件）			
1	10	「2 迷惑行為の状況」「(9) 違反広告物等」の記載について、「ピンクチラシ」の説明（注釈）を記載するべき。	<p>本文中の用語については、内容を理解しやすいよう、適宜解説を盛り込んでまいりたいと考えており、以下のとおり文言を追記いたします。</p> <p><u>【追記内容】「ピンクちらし（専ら性的な好奇心をそそる写真、図画又は文言を記載したちらし）」</u></p>
2	12	「3 安全安心に対する市民の意識」「(2) 地域の防犯対策について」の記述「児童の登下校時の通学路の見守り」について、地域の見守り活動は、高齢化が進み活動継続が難しい。「仙台・まもらいだー」を増員してほしい。	地域の見守り活動については、各学校から委嘱を受けた学校ボランティア防犯巡回員が児童生徒の登下校時の見守りをしておりますが、巡回員の高齢化といった課題があることから、見守り活動の充実に向け、児童生徒の保護者に見守り活動への参加、協力を呼びかけるとともに、仙台・まもらいだーの増員に努めてまいります。
3	13	「3 安全安心に対する市民の意識」「(4) 行政や警察に望む防犯対策について」の記述「地域における防犯カメラ設置を支援する」について、防犯カメラの設置は市の補助があれば可能だが、維持管理にお金がかかる。 町内会に加えて商店街と協力しないと維持が不可能。不審者発生が多い所に、市で防犯カメラを設置してほしい。	本市における防犯カメラの設置は、地域の団体がそれぞれに抱える実情に応じて、設置の必要性や設置台数を自主的に判断し、市が補助を行う体制でこれまで進めてきたところであり、引き続き地域のニーズを踏まえつつ、設置場所やカメラの機能等の相談を受けながら、取り組みを進めてまいります。
4	17	「5 防犯に関する自主的な市民の取り組みの現状」「(3) 歩くボランティア（アイ・アイキンジョパトロール）」について、歩くボランティアを長年やってきた人に対する表彰規定を設けていただきたい。	歩くボランティアの表彰や防犯に関する講習などのご意見につきましては、今後の事業運営内容の検討にあたり、参考とさせていただきます。

No.	掲載ページ	意見（要旨）	本市の考え方
5	17	「5 防犯に関する自主的な市民の取り組みの現状」について、(1)から(5)までの取り組みは細かい対応策まであり大変素晴らしいと思う。特に(3)の歩くボランティアについては生活の中で日常的に行われていることに対する視点は素晴らしいと思う。この5つの取り組みの関係性についても同じく図式にして、市民に対するPRが必要と思う。	防犯に関する自主的な市民の取り組みの具体的な内容については、より多くの市民の皆様に知っていただき、参加いただけるよう、広報に努めてまいります。
6	18	「6 今後の安全安心街づくりの課題」「重点課題3」の説明の中の「行政等関係機関」とは、どこを指しているか。	<p>以下のとおり本文を修正いたします。 なお、関係機関としては、防犯協会や民生員・児童委員、犯罪被害者支援機関・団体などを想定しています。</p> <p><u>【修正前】</u>「町内会、学校、警察、行政等関係機関同士の～」 <u>【修正後】</u>「町内会、学校、警察、行政等の関係機関同士の～」</p>

第3章 基本理念と基本目標 に関する意見（2件）

7	20	<p>「2 基本目標」「(1) 重点課題の解決に向けた方針」「重点課題3」「①住民・防犯団体・関係機関等、人同士の連携による地域防犯活動の推進」について、防犯協会が防犯事業の全てを担っているような表現で、防犯協会を知らないことが、防犯意識が低いと決めてかかっているように感じる。防犯協会を知らなくても、防犯意識の高い市民はたくさんいるので、表現を訂正してほしい。</p>	<p>防犯協会につきましては、地域における代表的な自主防犯組織として様々な防犯活動を展開していることから、今後の持続的な活動を考える上での課題としてこのような記載を盛り込んだものです。団体や個人として、防犯活動を実施されている方々がおられることは市としても認識しており、その活動も同じく重要なものと考えており、以下のとおり本文を修正いたします。</p> <p><u>【修正前】</u>「～その存在を知らない市民が多いことは、<u>防犯活動にとって重大な懸念です。</u>」</p> <p><u>【修正後】</u>「～その存在を知らない市民が多いことは、<u>同協会の防犯活動を継続するうえで、重大な懸念材料です。</u>」</p>
---	----	---	---

No.	掲載ページ	意見（要旨）	本市の考え方
8	22 ～ 23	「2 基本目標」「(2) 基本目標と基本的施策」での女性に対する犯罪について、強制わいせつ等の性犯罪は、本人の防犯意識のみでは防ぐことが困難であるため、「加害者を生まない地域や社会づくり」に重点を置くべきと考える。	本計画における各事業の推進にあたりましては、再犯防止に関連する「(仮称)せんせい支えあいのまち推進プラン」、性暴力防止に関連する「男女共同参画せんせいプラン」等の本市における他の計画内容とも連携し、取り組みを推進してまいります。
第4章 安全安心街づくりを推進するための施策 に関する意見（14件）			
9	28	「基本目標1」「基本的施策3」について、現在の被害は固定電話機利用の高齢者が占めているため、迷惑電話防止機能付き固定電話等の活用が喫緊の課題である。市としても電話機購入者に対する助成制度を検討してほしい。	特殊詐欺被害の防止に関しては、市の広報や各防犯講座等においてその手口や有効な対策を市民の皆様に呼びかけているところですが、迷惑電話防止機能付き固定電話機等の購入に係る新たな助成制度の創設につきましては、今後の具体的な施策の検討にあたり、参考とさせていただきます。
10	30	「基本目標1」「基本的施策5」「(1) 女性の防犯対策」①について、「①大学や専門学校の若年層の女子学生に対して <u>ジェンダービューポイントからの防犯意識の普及啓発を図ります</u> 」と文言の追加をお願いしたい。被害に遭った女性が「自分に落ち度があったのではないか」と思うことがないよう、普及啓発の際には、十分に配慮した取り組みを行ってほしい。	この取り組みは、大学や専門学校に通う若年層の女子学生に対し、防犯の観点から犯罪に巻き込まれないための対策について記載したものです。今後の事業内容の検討にあたりましては、ご提案のような内容につきましても十分に留意しながら、事業の推進に努めてまいります。
11	30	「基本目標1」「基本的施策5」「(3) 障害者の防犯対策」について、障害者本人の理解を深めるほか、周囲の支援者が日常生活をしっかりと見守ることができる体制づくりが必要であり、防犯協会と連携した防犯講座の実施を継続してほしい。グループホームや入所施設と地域の防犯団体との交流が少ないため、防犯に関する活動交流の場を設ける等、これからさらに連携を深めていくよう具体的な施策を推進いただきたい。	障害者の方への防犯対策につきましては、仙台市防犯協会連合会と連携し、障害者入所施設及び職員の皆様に対して防犯講座を実施してきており、今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。また、障害者施設と防犯団体の連携については、今後の施策の検討にあたり、参考とさせていただきます。

No.	掲載ページ	意見（要旨）	本市の考え方
12	32	「基本目標2」「基本的施策2」について、高齢化した防犯協会の活性化が課題であり、「アイ・アイキンジョパトロール」の普及とともに、防犯協会と協働できる場を提供してほしい。そうすることで、同団体の活動も住民に認知されると考える。	「アイ・アイキンジョパトロール（歩くボランティア）」事業につきましては、多くの市民の皆様に周知し、ご参加いただくために引き続き制度の広報に努めてまいります。 また、防犯協会の活動の周知や活性化についても、市として仙台市防犯協会連合会とともに対応を検討する中で、ご提案の件も参考とさせていただきます。
13	32	「基本目標2」「基本的施策2」「(1) 地域の自主防犯活動の促進、支援」の②について、防犯協会に所属している町内会に、防犯意識の向上に役立つ施策と活動資金の援助を考えてほしい。 「(2)既存の防犯組織の活性化」の内容を年度毎に継続的に実施してほしい。	防犯協会は、地域における自主的な防犯組織として本市の防犯活動を支える重要な団体と認識しており、その運営に要する経費につきまして、一部を補助しているところです。 また、防犯をはじめとする地域活動への参加者減少については、本計画においても重要な課題であると認識しており、まずは団体活動の認知度向上を図るなど、参加者の確保に向けた取り組みを推進してまいります。
14	32	「基本目標2」「基本的施策2」「(3) 地域防犯活動団体・個人等の顕彰」について、表彰基準の幅を広げて多くの方を表彰していただき、そのことをマスメディア（テレビ・新聞）を活用して広く広報することが重要と考える。	地域防犯活動団体・個人等については、例年、全国地域安全運動仙台市大会において表彰を行っており、マスメディアにもお知らせするほか、市政だよりに掲載しております。基準の変更につきましては、今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。

No.	掲載ページ	意見（要旨）	本市の考え方
15	33	「基本目標2」「基本的施策3」「(1) 子供に対する防犯活動推進」の①について、毎年小学校の児童の登校時間に防犯巡視員による見守り活動を計画しているが、参加人数が少なく苦慮している。 地域住民の中で、特に官公庁に勤務している方に朝の勤務時間に見守り活動に参加できる様、市としての援助をお願いしたい。	防犯協会は、地域における自主的な防犯組織として本市の防犯活動を支える重要な団体と認識しており、その運営に要する経費につきまして、一部を補助しているところです。 また、防犯をはじめとする地域活動への参加者減少については、本計画においても重要な課題であると認識しており、まずは団体活動の認知度向上を図るなど、参加者の確保に向けた取り組みを推進してまいります。
16	33	「基本目標2」「基本的施策3」「(1) 子供に対する防犯活動推進」の⑦について、可能な範囲で参加していますが、市としても参加を呼びかけてほしい。	
17	34	「基本目標2」「基本的施策4」「(1) 地域連携による防犯施策の推進」②について、防犯ネットワークづくりにあたり、防犯協会と各団体が相互理解を深めるため、共に参加する研修会を開催してほしい。	防犯協会と関係団体が連携を図り、相互理解を深めることについては、重要であると認識しております。これらの団体がともに参加する研修会の開催については、今後の施策の検討にあたり、参考とさせていただきます。
18	34	「基本目標2」「基本的施策4」「(3) 暴力団排除の推進」について、「暴力団を恐れない」「暴力団に金を出さない」「暴力団を利用しない」は暴力団三ない運動であるが、これにプラスワンとして「暴力団と交際しない」を現在実践中であり、つけ加えるべきである。	本市は「仙台市暴力団排除条例」に基づき、「暴力団を恐れない」「暴力団に対して資金を提供しない」「暴力団を利用しない」の基本理念を掲げ、暴力団排除に関する施策を推進しております。「暴力団と交際しない」ことについても、以下のとおり文言を修正いたします。
19	34	18と同意見。	【修正前】『「暴力団を利用しない」を基本理念とし、市、市民、事業者等と～』 【修正後】『「暴力団を利用しない」を基本理念とし、 <u>「暴力団と交際しない」こと</u> と併せて、市、市民、事業者等と～』

No.	掲載 ページ	意見（要旨）	本市の考え方
20	35	<p>「基本目標2」「基本的施策5」「(1) 犯罪被害者等の支援」について、市民が犯罪被害者として市が有する様々な制度を利用したいと考える場合、どこに相談すればよいのか、相談すればどのような方に対応をしてもらえるのか、どのような支援を受けられるのか、秘密が守られるのかなどについて周知していることがまず前提になる。</p> <p>「犯罪被害者支援の窓口周知のための広報を強化すること」、「犯罪被害者の心情や被害者支援について理解された方を窓口に配置すること」、「犯罪被害者が利用できる各種制度の関係部門との情報共有、連携強化を図ること」、「犯罪被害者担当窓口はじめ、連携する関係部門の担当者に対し、被害者支援についての研修を行うこと」などについて計画に具体的に盛り込んで頂きたい。</p>	<p>本市においては、犯罪被害者等支援総合相談窓口を設置し、犯罪被害者等からの相談を受け付けており、その内容に応じて関係する部署と連携しながら支援を行っております。ご提案の件につきましては、犯罪被害者等の支援に関する各施策の実施に際して、参考とさせていただきます。</p>
21	36	<p>「基本目標3」について基本的施策1及び2が具体的に実現できれば子どもたちの学校外の生活が守られ、子供の成長に欠かすことのできない地域での遊び場の保障につながると考えます。</p>	<p>本計画では子どもたちの防犯対策を重点課題と認識し、その対策を重点的な取り組みとして位置付けていることから、各種取り組みをさらに進めてまいります。</p>

No.	掲載 ページ	意見（要旨）	本市の考え方
22	37	<p>「基本目標3」「基本的施策2」(7)「刑務所出所者等の再犯防止推進」について、満期刑務所出所者は問題となっているが、少年の再犯事例も高止まり傾向であり、「非行、犯罪を犯した者」としてはどうか。</p> <p>「刑務所出所者」と強調することで、出所者に対する差別にならないだろうか。</p>	<p>再犯の防止等の推進に関する法律及び同法成立時の附帯決議の趣旨を尊重し、また、せんせい支えあいのまち推進プランとの整合性を図り、「罪を犯した人」と表記し、以下のとおり修正いたします。</p> <p>【修正前】(7) <u>刑務所出所者等の再犯防止推進</u></p> <p>①<u>支援機関等の連携や情報共有により、円滑な社会復帰に向けて必要な支援につながるよう取り組みます。</u></p> <p>【修正後】(7) 再犯防止推進</p> <p>①<u>罪を犯した人（※）の円滑な社会復帰や安定した地域生活の継続に向けて、支援機関等の連携や情報共有により、必要な支援につながるよう取り組みます。</u></p> <p>上記項目下部に次の文言を追記</p> <p><u>「※「罪を犯した人」とは、有罪判決の言い渡しもしくは保護処分の審判を受けた人、又は微罪処分や起訴猶予処分など犯罪の嫌疑がないという以外の理由で公訴の提起を受けなかった人です。</u></p>

No.	掲載 ページ	意見（要旨）	本市の考え方
第5章 計画の推進 に関する意見（4件）			
23	42	<p>「3 計画の推進イメージ」「(1) 市民・事業者・関係機関等との推進体制」について、記載の5つの団体の他に、保護司会、更生保護女性会、東華会、仙台更生保護協力雇用主会等の「更生保護機関、団体組織」も入れるべき。</p> <p>特に保護司会はじめ更生保護団体は、活動の柱として、保護観察業務と犯罪予防・地域活動（社会を明るくする運動等）の2つが活動テーマとなっており、更生保護活動そのものが犯罪予防の重要な活動の一翼を担っている。</p>	<p>推進体制は、市民と関係機関が連携・協力を推進又は支援しながら、各区や地域等において安全安心街づくりの取り組みを行うことで、安全で安心な地域コミュニティづくり及び「市民が安全で安心して暮らせる街仙台」の実現を目指すものとなっております。</p> <p>また、各団体同士は、従来の連携に加えて、団体間で交流する機会の創出も検討いたします。</p> <p>併せて、地域における活動の現状を踏まえ、「更生保護機関・団体等」、「民生委員・児童委員」を加え、内容を修正いたします。</p>
24	42	<p>「3 計画の推進イメージ」「(1) 市民・事業者・関係機関等との推進体制」について、児童虐待、経済的貧困による生活破綻等や、コロナ不況と犯罪予防、安全安心のまちづくりについての情報を共有し、相互協力支援体制を確立するため、「民生委員・児童委員」を明示した推進図が必要である。</p>	<p>【修正内容】</p> <p>①「関係機関団体」に「<u>民生委員・児童委員</u>」を追記いたします。</p> <p>②記載団体として新たに「<u>支援機関・団体</u>」を追加し、該当する団体として「<u>犯罪被害者支援機関・団体</u>」、「<u>更生保護機関・団体</u>」を記載いたします。</p> <p>③このほかに構成団体等について再構成のうえ、イメージ図を修正いたします。</p>
25	42	<p>「3 計画の推進イメージ」「(1) 市民・事業者・関係機関等との推進体制」について、大きく5つに分かれた個々の団体内のかかわり方と、それぞれのグループの関わり方が、どのように有機的に進むのががよく見えない。</p>	

No.	掲載ページ	意見（要旨）	本市の考え方
26	43	「3計画の推進イメージ」「(2)本市の推進体制」について、「部会」とはどのようなものがあるのか。	「仙台市安全安心街づくり条例」に基づく本市の府内推進体制について、「仙台市安全安心街づくり推進本部」の下に「幹事会」、必要に応じて部会（専門的又は重要事項を審議）が置かれます。「仙台市安全安心街づくり推進会議」は条例に基づき、市の附属機関として設置している組織で、本計画に係る重要事項を審議します。部会は、個別の専門の事項について審議を行う必要があると認めた場合に設置するものです。
その他の意見（7件）			
27	—	防犯活動や防犯協会等に対する地域住民の理解を深めるため、より多くの広報活動を推進するべき。	市民意向調査の結果を踏まえ、防犯活動や防犯協会等について、地域住民の皆様に幅広く周知を図り、防犯活動に関心を持っていただき、活動に参加いただける多くの人材を確保することが必要と考えており、各種取り組みにより、幅広い広報を進めてまいります。
28	—	基本計画の施策推進範囲は、いわゆる身近な犯罪の抑止及び犯罪を誘引する危険性の高い迷惑行為を減少させるための取り組みとされているが、身体的、精神的、経済的な負担等多種多様な取り組みが必要な犯罪被害者への支援施策を盛り込むこと自体、無理があり、条例の趣旨からも違和感を覚える。 被害者支援の施策を基本計画の中で一括りにすべきものなく、「犯罪被害者等基本法」に示された基本理念に基づく多様で具体的な支援内容が盛り込まれた「仙台市被害者等支援条例」を制定すべきものと考える。	犯罪被害者に対する効果的な支援を行っていくためには、相談・経済的支援・安全の確保・理解の増進など各般にわたる施策を総合的に進めていくべきものと認識しております。 本市独自の条例を持つことにつきましては、必要な施策を体系的に講ずる上での一つの方策であると認識しておりますが、まずは、犯罪被害を巡る情勢の変化、宮城県条例の運用状況や他都市の先行条例等を十分に把握しつつ、その実効性等について検討してまいります。

No.	掲載ページ	意見（要旨）	本市の考え方
29	—	<p>安全安心な街づくりのためには、行政や警察に対する期待が大きく地域防犯協会については、ほとんど知られていないのが現状だと思う。</p> <p>会費も町内会で支払っていたが、メリットが全く感じられなかつたこともあった。防犯協会がなくても今すぐ困ることはないが、長い目で見るとないよりはあった方がいいと思っている。</p> <p>市からは、防犯協会に対して補助金として毎年交付しているようだが、行政としての方向性を明確に示し、防犯協会のあり方について提言して頂きたい。現状をどのように把握しているのか疑問に感じている。</p>	<p>防犯協会は、地域における自主的な防犯組織として本市の防犯活動を支える重要な団体と認識しており、その運営に要する経費について一部を補助しているところです。防犯協会の活動については、地域によって濃淡があることや参加者の確保などについて課題を有する地域もあると伺っていることから、今後ともその状況をヒアリングなどで確認しながら、持続可能な活動が図られるよう、必要な協力をに行ってまいります。</p>
30	—	<p>施策を確実に実施するためには、本案にあるようにKPIの設定が必要不可欠である。計画の着実な実行を担保するためにも、設定の見直しを行う際には民間の意見を反映されるような柔軟な取組も必要。KPIの達成のみが目標となり、当初の施策や解決すべき課題の本質を見失わないようなPDCAの実行が必要である。</p>	<p>本計画における各種施策の実施にあたりましては、各年度終了後、事業ごとに当該年度の取り組み状況について事業所管課からの報告に基づき、内容を取りまとめて市ホームページにて公表しているところです。その結果を踏まえた各事業の評価・指標については、今後の施策の推進にあたり、参考とさせていただきます。</p>
31	—	<p>本計画を推進するための体制の強化が必要と考えます。多種多様な施策を扱い、関係部署も多岐にわたりロードマップ等作成すべきものも多いことから、民間人の活用を含め人員、予算など柔軟な手当てが必要と考えます。</p>	<p>本計画は、多岐にわたる分野を網羅していることから、毎年、仙台市安全安心街づくり推進会議において実績等を確認しながら、計画の実施を進めているところです。現在の限られた人員・予算の中で、更なる体制強化を図ることは難しいところですが、府内外の関係者間の連携・協力を通じて、多様な施策の着実な実施に努めてまいります。</p>

No.	掲載 ページ	意見（要旨）	本市の考え方
32	—	他地域の成功事例などにも常に注力し、臨機応変に導入を図っていくことも重要であり、全体的な取組にあたっては、住民、関係機関・団体等と連携したコンソーシアム等による推進体制づくりも必要と考えます。	「地域や防犯関係団体による持続的な防犯活動の増進」の中で、各地域の防犯協会の活動の紹介や地域連携による防犯ネットワークづくりの推進を明記したところであります、推進体制づくりを進める上で対応を検討してまいります。
33	—	市民に対し「安全・安心街づくり」の計画内容や進捗状況を伝えることは大変重要である。デジタル技術を効果的に活用するなどより分かりやすい可視化策の検討もお願いしたい。	本計画の実績や進捗状況は、仙台市安全安心街づくり推進会議の中で報告するとともに、市ホームページでも公表しておりますが、今後、より分かりやすい情報提供の検討にあたり、参考とさせていただきます。